

申 請

令和5年8月1日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

福島県知事 内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に  
基づく令和5年5月23日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること  
福島県只見町において産出される野生きのこ類（まつたけに限る）
- 2 解除を申請する理由  
別紙参照

(別紙1)

## 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

### 1 出荷制限を解除する範囲

福島県只見町で産出される野生のきのこ類(まつたけに限る)(以下、「まつたけ(野生)」という)

### 2 検査状況等

#### (1) 出荷制限指示

平成25年10月1日に県が只見町から採取されたこうたけ(野生)の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値(100Bq/kg)を超える放射性セシウム(260Bq/kg)が検出されたため、同年10月3日に国から県に対して、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国から指示を受け、只見町に対し、同町において採取された野生のきのこについて、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同町から産出される野生のきのこを扱わないよう要請した。また、その他の市町村についても、産地の市町村名を確認の上、適切な表示により流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

#### (2) 出荷制限一部解除

令和3年9月10日に県の定める出荷・検査方針に基づき管理される只見町において採取されたまつたけについて出荷制限が解除された。なお、令和3年9月10日以降、県の定める出荷・検査方針に基づき管理を行ったまつたけの出荷の実績はない。

#### (3) 現在までの検査結果(別表)

県は只見町と連携し、まつたけ(野生)の出荷制限解除に向け、平成27年10月から令和4年10月にかけて、同町のまつたけ(野生)の発生地点の詳細検査(モニタリング検査含む)を行い、52点を採取した。

これらを検査した結果、食品の基準値を超えるものは検出されず(平均値:10.5Bq/kg、最大値:31Bq/kg)、全ての検体で基準値の2分の1を下回った。同町のまつたけ(野生)の放射性物質濃度は安定して低水準であることを確認し、基準値を超過する確率(95パーセンタイル値:25Bq/kg)は低いと推定できることから、以下に示す出荷管理を行うことで出荷制限は解除されるべきと判断した。

### 3 福島県における管理計画

#### (1) 解除後の検査計画

- ア 県は、まつたけ（野生）の発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に3検体以上の検査を行い、基準値以下であることを確認する。
- イ 出荷されるまつたけ（野生）の安全性を確保するため、出荷期間内において1週間に1回程度1検体の定期検査を行う。
- ウ 過去に検査を行っていない場所から出荷する場合は、1検体以上の検査を行う。

#### (2) 解除後の出荷管理

福島県と只見町は連携して生産者台帳を整備し、同町のまつたけ（野生）を出荷する生産者や直売所、卸売市場等に対して、入荷先（採取山林）、販売先の記録を作成・保管するよう要請し、当該記録を県へ提出してもらう。また、産地の市町村名、生産者名、採取区分（野生）など適切な表示により流通させるとともに、これらの流通拠点を巡回指導する。なお、出荷実績のない生産者を把握した場合は、その都度台帳を更新する。

#### (3) 一部解除地域の出荷管理

##### ア 生産者対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で一部解除が継続されている市町村については、これまで同様、当該市町村に対し、非破壊検査を実施するよう生産者等関係者への周知を行うよう要請する。

##### イ 流通対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で一部解除が継続されている市町村については、これまで同様、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、検査済証の貼付がない一部解除地域のまつたけ（野生）を扱わないことや、市町村名の表示がないまつたけ（野生）については、生産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請する。生産者に対しては、①生産市町村名、②生産者名、③採取区分（野生）の表示を徹底させ、まつたけ（野生）の販売は、生産者台帳に記載した出荷先に限定し、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、当該生産者情報を周知する。

#### (4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

福島県は、速やかに只見町のまつたけ（野生）の出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過したまつたけ（野生）を回収、廃棄させる。

#### (5) 関係者への周知

福島県は只見町と連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

福島県只見町マツタケ(菌根菌) 検査結果

番号	市町村	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
		測定日	Cs合計 (Bq/kg)	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	測定日	Cs合計 (Bq/kg)
1	只見町	H27.10.2	6.3														
2		H27.10.6	7.4														
3		H27.10.9	7.4														
4				H28.9.30	<5.8												
5				H28.9.30	7.5												
6				H28.10.4	16												
7				H28.10.7	5.2												
8				H28.10.7	<5.0												
9				H28.10.11	9.4												
10				H28.10.11	14												
11				H28.10.14	<7.2												
12				H28.10.14	<8.2								R2.10.27	19			
13				H28.10.14	<4.3												
14				H28.10.14	<6.4								R2.10.20	<4.2			
15				H28.10.14	4.5												
16				H28.10.18	9.2												
17				H28.10.18	8.6												
18				H28.10.18	<8.3												
19				H28.10.18	13												
20				H28.10.20	7.2												
21				H28.10.20	28								R2.10.23	11			
22				H28.10.25	22												
23				H28.10.25	<5.3												
24							H29.9.29	25									
25							H29.10.3	2.9									
26							H29.10.6	<3.2									
27							H29.10.6	<8.5									
28									H30.10.12	8.0							
29									H30.10.18	<4.3							
30											R1.10.23	<4.9					
31											R1.10.23	<4.0					
32											R1.11.1	4.8	R2.10.27	8.4			
33													R2.10.23	21			
34													R2.10.23	<9.0			
35													R2.10.27	6.7			
36													R2.10.27	12			
37													R2.10.27	13			
38													R2.10.30	14			
39													R2.10.30	8.4			
40													R2.11.4	26			
41															R3.9.29	19	
42															R3.10.5	31	
43																R4.10.18	<9.2
44																R4.10.19	<5.6
45																R4.10.25	21
46																R4.10.25	10
47																R4.10.26	11
48																R4.10.26	<6.6

地図番号	市町村	平成27年-令和4年	
		測定日	Cs合計 (Bq/kg)
32		R1.11.1	4.8
33		R2.10.20	<4.2
34		R2.10.23	11
35		R2.10.23	21
36		R2.10.23	<9.0
37		R2.10.27	19
38		R2.10.27	6.7
39		R2.10.27	8.4
40		R2.10.27	12
41		R2.10.27	13
42		R2.10.30	14
43		R2.10.30	8.4
44		R2.11.4	26
45		R3.9.29	19
46		R3.10.5	31
47		R4.10.18	<9.2
48		R4.10.19	<5.6
49		R4.10.25	21
50		R4.10.25	10
51		R4.10.26	11
52		R4.10.26	<6.6

### 実測値

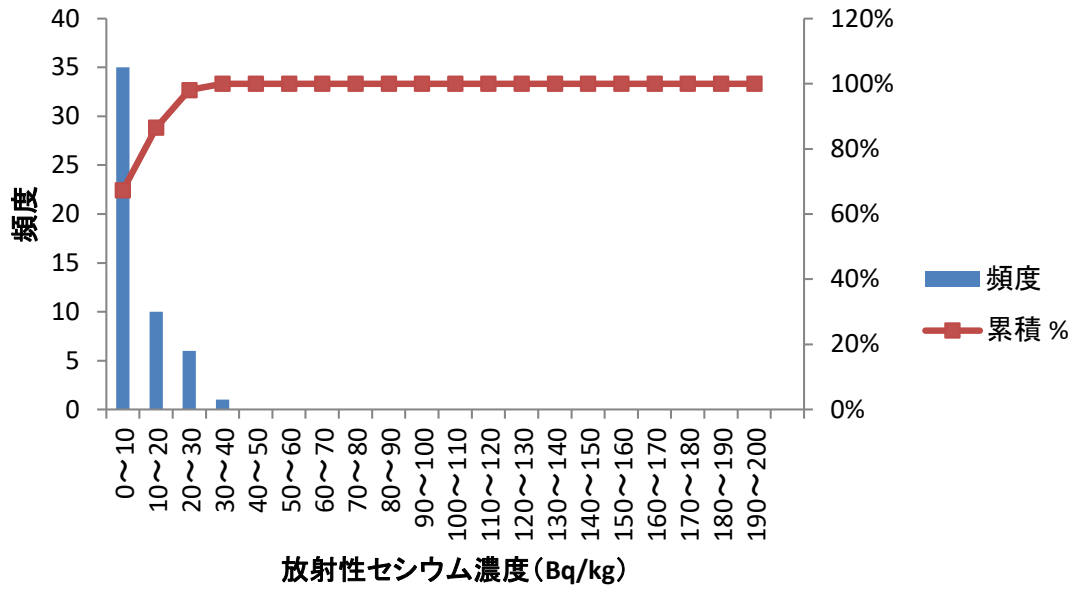
平均値	10.5
最大値	31
最小値	2.9
中央値	8.3
標準偏差	6.9
95パーセンタイル値	25
標本数	52

注:<(不検出)のデータには、検出下限値の1/2を代入して計算。

福島県只見町マツタケ(菌根菌) 検査結果

地図番号	市町村	平成27年-令和4年	
		測定日	Cs合計 (Bq/kg)
1	只見町	H27.10.2	6.3
2		H27.10.6	7.4
3		H27.10.9	7.4
4		H28.9.30	<5.8
5		H28.9.30	7.5
6		H28.10.4	16
7		H28.10.7	5.2
8		H28.10.7	<5.0
9		H28.10.11	9.4
10		H28.10.11	14
11		H28.10.14	<7.2
12		H28.10.14	<8.2
13		H28.10.14	<4.3
14		H28.10.14	<6.4
15		H28.10.14	4.5
16		H28.10.18	9.2
17		H28.10.18	8.6
18		H28.10.18	<8.3
19		H28.10.18	13
20		H28.10.20	7.2
21		H28.10.20	28
22		H28.10.25	22
23		H28.10.25	<5.3
24		H29.9.29	25
25		H29.10.3	2.9
26		H29.10.6	<3.2
27		H29.10.6	<8.5
28		H30.10.12	8.0
29		H30.10.18	<4.3
30		R1.10.23	<4.9
31		R1.10.23	<4.0

## H27-R4 まつたけ(菌根菌)のセシウム濃度 (福島県只見町)



## まつたけ(菌根菌)のセシウム濃度の推移 (福島県只見町)

